知っていますか？
里親制度

里親になりませんか。

10月は「里親月間」です

里親制度とは？

里親制度とは、親の病気や離婚・虐待など、さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもを、温かい愛情と正しい理解をもった里親家庭が迎え入れ、家庭的な環境の中で親に代わって養育する制度です。

里親による養育は「里親制度」として、児童福祉法に基づいて行われるもので、保護が必要な児童への対策として重要な役割を果たしています。

里親になるには

里親になるための資格要件は次のとおりです。

①心身共に健康であること。
②児童の養育についての理解・熱意・児童に対する豊かな愛情を有していること。
③経済的に困窮していないこと。
④児童の養育に関し、虐待などの問題がないと認められること。
⑤児童福祉法・児童売春・児童ポルノにかかわる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

子どもの養育について

子どもの養育は「児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い児童の自立を支援すること」を目的としています。その目的を達成するためには、預かった子供の養育は、基本的に実子と同じ気持ちで育て、次の点に留意する必要があります。

○家庭は常に和やかにし、子どもの心身を害する言動は避ける。
○子どもの栄養、発達など健康面に十分注意し、異常があるときは直ちに医療機関に受診させるなど適正な措置をとる。
○子どもの福祉を図るうえで好ましくない用務に従事させたり、虐待・酷使しない。

里親の種類	
養育里親	子どもが親元に帰ることができるまで、または子どもの社会的自立が可能となる18歳まで保護者に代わって養育するものです。
短期里親	子どもを1年以内の短い期間、預かり養育するものです。児童養護施設に入所している子どもを週末に預かったり、夏休みや冬休みの間、ショートステイのように預かることもできます。
親族里親	両親による養育が期待できない子どもを、その子どもの三親等以内の親族が養育するものです。
専門里親	2年以内の期間を定めて、児童虐待などの影響を受けた子どもを養育します。（特別要件あり）

養育の費用について

里親になると養育費の支給や各種補償が受けられます。

①子どもを受託すると里親手当・生活諸費・教育費・入進学支度費などの費用が支給されます。
②医療費については、全額公費負担されます。
③所得税法上の扶養控除が受けられます。
④万が一、養育中の子どもが事故にあって、里親に賠償責任が生じた場合には、「里親賠償責任保険」などによる補償が受けられます。

申込方法

里親になることを希望する人は左記までご連絡ください。県は家庭調査などを実施し、児童福祉審議会で里親としての適格性について総合的な審議を行い、審議会の意見をもとに知事が適当と認めた人を里親として認定し、登録します。

問 健康福祉課福祉係【☎028(677)1112】
問 栃木県中央児童相談所【☎028(665)7830】

国民健康保険に関するお知らせ

10月１日の一斉更新から国民健康保険の保険証がカード化されました

問 住民課国保年金係【☎028(677)6038】

これまで使用していた国民健康保険証（一般／緑色、退職／黄色）が、平成20年９月30日で有効期限切れになりました。期限切れの保険証は、役場住民課または町内の各医療機関に設置してある回収箱に返還してください。

また１世帯に１枚だった保険証は、10月１日から１人に１枚のカードの保険証に変わりました。医療機関などで受診する場合は、自分の保険証で受診してください。なお、世帯主の変更や、ほかの健康保険に世帯全員が加入する場合などの手続きの際には、世帯全員のカードが必要となりますので、ご注意ください。

※保険税を一定期間以上滞納している世帯には、その状況に応じて有効期限の短い保険証、あるいは資格証明書を交付する場合があります。

▲1人1枚交付される保険証（見本）

10月から国民健康保険税の特別徴収が始まります

問 税務課賦課係【☎028(677)6035】

10月から、次のすべての要件に該当する場合には、世帯主の年金から徴収（特別徴収）させていただくことになりました。※平成21年度以降は、原則４月から特別徴収となります。また、年度途中に税額が変更になった場合は、特別徴収を中止し残額は普通徴収となります。

■特別徴収となる世帯要件

○世帯のすべての国民健康保険加入者が65歳以上75歳未満である場合。
（世帯主が後期高齢者の場合や65歳未満の場合には普通徴収となります。）
○年金受給額が年額18万円以上である場合。
○介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の１／２に相当する額を下回る場合。

特別徴収から普通徴収への変更も可能です

本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている人のうち、次のすべての要件を満たす人は、税務課の窓口への申し込みにより、保険税の口座振替によるお支払いが可能となります。

■支払い方法変更となる要件

○これまで、保険税を滞納することなく納めている人
○これからの保険税を口座振替により納めていただける人

※後期高齢者医療保険料の口座振替が可能です

特別徴収（年金天引き）対象者で
①制度移行前に加入していた国民健康保険において過去２年間保険税に滞納がなく、保険料を本人の口座から納付する場合。
②年金収入が180万円未満の人で、同一世帯の世帯主または配偶者の口座によって保険料を納付する場合。

①②のいずれかに該当する人は、税務課の窓口での申し込みにより、保険料を口座振替により支払うことが可能となります。